

こういき Vol. 29

Contents

- 2 二戸消防本部／二戸消防署・分署より
はしご車更新のお知らせ
救急普及啓発広報車の寄贈について
- 3 クリーンセンターより
リチウムイオン電池やガスボンベの
正しい処分の仕方
衛生センターからのお願い
- 4 介護保険推進室より
第9期介護保険事業計画の保険料について
- 6 二戸地区広域行政事務組合の予算・決算
- 8 消防本部からのお知らせ



消防本部からのお知らせ

通信障害等発生時における119番通報について

大規模通信障害発生時に携帯電話等から119番通報が繋がらない場合は、慌てることなく下記の方法により通報をお願いします。

- ① 通信障害の発生していない電話を利用する。
 - (1) 携帯電話の通信障害発生時・・・他社の携帯電話、固定電話、公衆電話から通報
 - (2) 固定電話の通信障害発生時・・・携帯電話、公衆電話から通報
- ② 近隣の方やお店の固定電話等を借用し119番通報をする。
- ③ 最寄りの消防署に直接駆け込む（職員が不在の場合は、玄関付近に備え付けてある駆付け専用緊急通報装置で通報してください）。

1、公衆電話からの119番通報のかけ方について



※NTT東日本ホームページ公衆電話設置場所検索 <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

2、駆付け専用緊急通報装置について

救急や火災などの緊急時、消防署へ直接駆付けて来られた方に対応するために、最寄りの消防署の玄関付近には駆付け専用緊急通報装置が設置してあります。災害出動等で職員が不在の場合、この装置のボックスを開けて受話器を取ると、消防通信指令センターに繋がります。通信指令員と直接通話ができます。



3、最後に・・・

119番通報は、消防車・救急車が必要な場合に行うものです。通信状態の確認のためにお使いになることや災害の問い合わせはお控えください。

出典：総務省消防庁HP (<http://www.fdma.go.jp/>)

第47回 火災予防運動ポスターコンクール

火災予防思想の啓発を目的に、二戸地区危険物安全協会との共催で開催されました。

管内小学校5校から69作品の応募があり、特選には福岡小学校4年の辻村翔平さんの作品が選ばれました。受賞された方々は以下のとおりです。

～たくさんのご応募ありがとうございました～



入 選		
九戸村立 伊保内小学校 6年 さいとう まな 齊藤 真那さん	一戸町立 一戸小学校 4年 たのおか こうき 田之岡 幸輝さん	二戸市立 石切所小学校 4年 とださわ みりあ 戸田沢 美梨愛さん
佳 作		
九戸村立 伊保内小学校 5年 まつもと わみか 松本 和美佳さん	九戸村立 伊保内小学校 5年 とだ めいほ 戸田 芽葉さん	二戸市立 石切所小学校 4年 にし の なこ 西野 菜々子さん
二戸市立 石切所小学校 4年 おののら きこ 小野寺 喜紅さん	二戸市立 石切所小学校 4年 なみおか ゆの 浪岡 柚音さん	



し尿収集委託業者

※お盆前と年末には、依頼が集中します。余裕を持ってご依頼ください。※便槽の周りにものを置かない、冬季間は除雪するなどのご協力をお願いします。

収 集 地 区		
●(有) 県北衛生社 ☎ 0195-23-3091	二戸市 (旧福岡町)	
●(有) 一戸衛生社 ☎ 0195-32-2560	二戸市 (旧金田一村・旧浄法寺町)、一戸町	
●(有) 軽米清運 ☎ 0195-46-2450	軽米町、九戸村 (江刺家地区)	
●(有) 軽米清掃社 ☎ 0195-46-4182	軽米町、九戸村 (江刺家地区)	
● 九戸衛生社 ☎ 0195-42-2091	九戸村 (江刺家地区を除く)	



二戸地区広域行政事務組合
〒028-6102 岩手県二戸市下斗米字細越20-1
TEL 0195-23-7772 FAX 0195-23-7984

<http://www.cassiopeia.or.jp>

新はしご車が運用開始されました 安全・安心に暮らせるまちづくりへ

平成8年から27年にわたり、様々な災害現場で活躍したはしご車が更新となり、新しいはしご車が二戸消防本部に配備され、令和5年10月26日から運用開始となりました。

新はしご車は、25m級の高さで、今までよりも5m高くなりました。中高層建物火災や高所での救助活動で迅速な対応ができるように設計された車両です。今までのはしご車とは異なり、はしご



の先端が上下に屈折するほか、隊員が搭乗するバスケット（カゴ）が左右に首振りできる構造

になっていて、電線や樹木を避けながら目的地点までスムーズに接近することができ、より安全かつ迅速な活動が可能になりました。また、地上より6m低



い場所まで接近することが可能となり、河川などでの救助活動でも大きな力を発揮します。一方で、高所放水車の機能も併せ持ち、バスケットに装備されたリモートコントロール放水銃と高機能カメラにより画像を確認しながらの無人放水が可能となりました。



これらの機能を最大限に活用し、安全・安心なまちづくりに一層努めて参ります。

一般財団法人救急振興財団から「救急普及啓発広報車」が寄贈されました

この車両は、応急手当を皆さまに広く知ってもらえるよう、全国の消防本部に対してその普及を支援する目的で行われているもので、令和5年度は二戸消防本部に寄贈されました。

ワゴンタイプの車両に、屋外でも講習会を開催できるよう、サイドオーニング(日よけ)や広報用スピーカーのほか、大型のモニターを車体に取り付けられる仕様となっています。また、心肺蘇生法の質を客観的に評価することができるとともに、訓練用AED、119番通報を体験できる装置も配備されています。

広域管内の各市町村で開催される救急講習会や防災訓練などをはじめ、各種のイベントで見かけた際には、ぜひ積極的に訓練に参加していただくようお願いいたします。



※この事業は、一般財団法人日本宝くじ協会の助成を受けています。

クリーンセンターからのお知らせ

リチウムイオン電池からの出火にご注意！ クリーンセンターまたはリサイクル協力店回収箱へ

リチウムイオン電池は大容量の電力を蓄えられ、繰り返し充電して使用できま

す。そのため身の回りの多くの製品に内蔵されています。一方で、衝撃を加えると発火する性質もあります。リチウムイオン電池を含む電子機器が他の不燃ごみに混入し、ごみ処理施設での発火トラブルが全国的に増加傾向にあります。

二戸地区クリーンセンターでは、リチウムイオン電池を他の不燃ごみと分けて受け入れをしています。

※参考：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会／一般社団法人JBRRC

リチウムイオン電池内蔵製品の例

リチウムイオン電池は充電式の小型家電製品や小型バッテリーに使用されています。携帯ゲーム機、電動歯ブラシ、スマートフォンのモバイルバッテリー、加熱式電子タバコ、電気カミソリ、デジタルカメラ、ハンディ扇風機、コードレス掃除機、電動アシスト付き自転車などです。

発火トラブルの例

リチウムイオン電池の発火が原因で、ごみ処理施設の建屋・設備が焼けた事例が全国で発生しています。



他の不燃ごみと一緒に出されると、そのまま破砕機にかけられ、電池が押し潰されてショート・発火し、周囲の不燃ごみに着火し、大きな火災につながる可能性があります。

廃棄の際はクリーンセンターまたはお近くのJBRCLリサイクル協力店へ

不要になったリチウムイオン電池や電池使用製品は他の不燃ごみと分け、二戸地区クリーンセンターに直接搬入するか、電気店・金物店などの一般社団法人JBRCLリサイクル協力店に持ち込んでください。

ごみの分別については各市町村ホームページ、各市町村やクリーンセンターへのお問い合わせでご確認ください。JBRCLホームページではお近くのリサイクル協力店が検索できるほか、回収できる電池の見分け方などの情報も掲載されています。

リチウムイオン電池について理解し、ルールに従って捨てるようご協力をお願いします。

「こんなごみも捨て方にご注意！」

ガスボンベのガス抜きを行わずに資源ごみとして捨てた場合、ごみ処理の過程で圧力がかかることにより、爆発する危険性があります。使い切った後に穴を開けるなど、ガスを完全に抜いて資源ごみに出すようにしましょう。

回収・リサイクルにご協力ください



衛生センターからお願い

ご家庭のトイレにおいて、水に溶けないもの（紙おむつ・生理用品・布類・ビニール類など）を流さないでください。し尿やトイレトーパー以外のものをトイレに流してしまうと、パキウム車のホースが詰まり、車の故障につながります。また、衛生センターのし尿処理の機械においても機械の不具合や故障などの原因となり、円滑な汲み取り業務ができなくなってしまいます。これらのものはトイレに流さずに、各市町村のごみの分別ルールに従ってごみとして廃棄してください。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



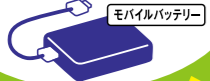
従って処分してください。

ごみ減量と3R推進で地域の未来を守ろう

ごみ処理には住民の皆さまの税金が使われています。ごみの減量は処理費用の抑制につながるほか、処理施設の負担を軽減し、最終処分場を長く使えるようになります。地域の未来のために、ごみの減量と3R(リユース・リデュース・リサイクル)を心がけましょう。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

二戸地区クリーンセンター
〒0286103 二戸市石切所字一枚平19-1
01955-255660

これ、ごみに出してもいいの？



絶対にダメよ！
リチウムイオン電池が入っているから



多くの充電式の家電製品には、リチウムイオン電池が入っています。過度な力加わると発熱・発火する危険があります。



廃棄する時は、お住まいの市町村の分別排出ルールに従ってください。

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

リサイクルマーク



出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会

住宅用火災警報器の設置と維持管理のお知らせ

住宅用火災警報器は、火災で発生する煙や熱を感知して、警報音や音声で火災を知らせるものです。皆さまのご家庭には設置されています。住宅用火災警報器は古くなると電子部品の劣化や電池切れ、ほこりの付着などで正常に作動しなくなることがあります。定期的な清掃と点検ボタンを押すなど、作動確認を行うとともに**10年を目安に本体を交換**しましょう。住宅用火災警報器はお近くのホームセンターや家電量販店などで購入することができます。また、新しい機器に交換する際は、火災を感知すると、自宅内の**すべての警報器が連動してお知らせする機能を備えた連動型**など、より安心できる警報器の設置も検討しましょう。あなたの手で自身の命と大切な家族を火災から守るため、設置と維持管理をお願いします。詳しくは居住地を管轄する消防署、分署までお問い合わせください。



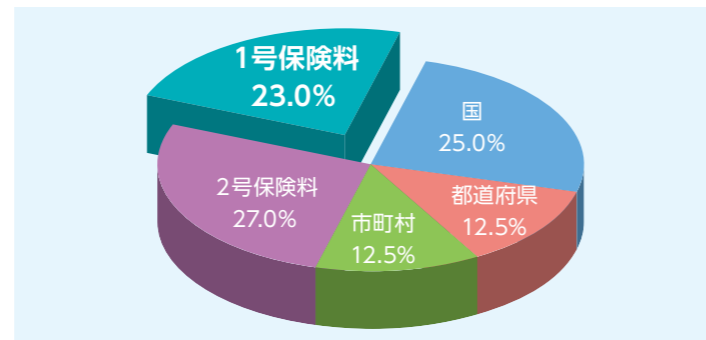
第9期介護保険事業計画の保険料について（令和6～8年度）

～介護保険制度では、3年に一度、介護保険事業計画を策定し、保険料の見直しも行います～

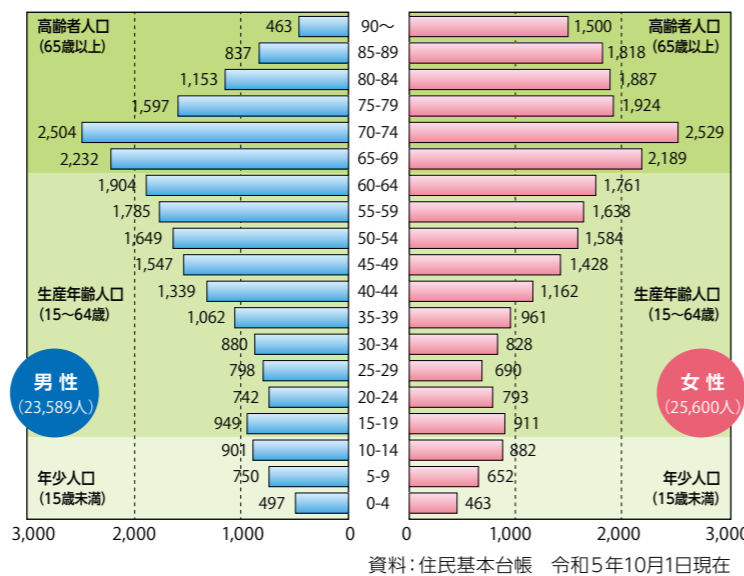
介護保険は、国や県、市町村（二戸地区広域行政事務組合）が負担する『公費』と皆様一人ひとりに納めていただく『介護保険料』を財源として運営されています。その割合は右の円グラフのようになっています。

それぞれが負担する割合を設けている理由は、皆さまで助け合い、支え合っていくために、被保険者からもご負担いただく考えからになります。

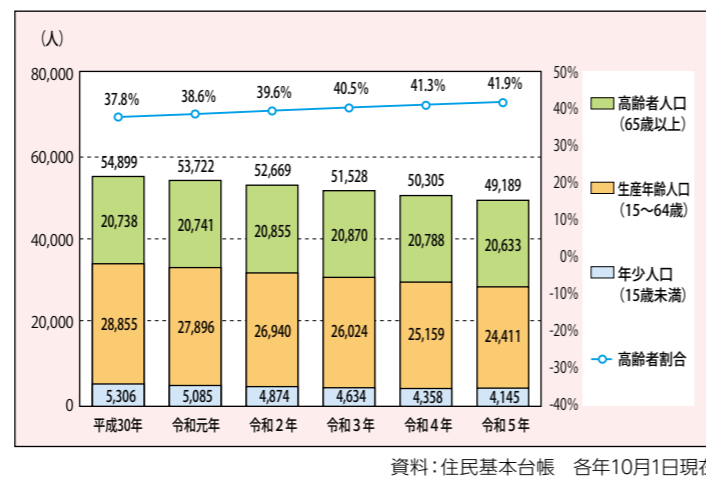
① 1号保険料の全体に占める割合は23%！



② 下図の人口ピラミッドでは、年少人口、生産年齢人口に比べて、高齢者人口が多い「壺型」の人口構成となっていることがわかります。



③ 二戸広域管内の人口は、年々減少していますが、高齢化率は上がっています。



グラフ①②③から分かること

財源は、国で決められている割合で確保しなければなりません。表やグラフで示すように、現在の二戸広域管内では、保険料を納めていただく人口が減少している一方で、高齢化率は上昇しています。しかし、介護のサービスは安定して提供しなければならないため、二戸広域管内の状況とさまざまな推計値を考慮して第9期の保険料額を設定しました。



④ 第9期における保険料の所得段階は、基準額をもとに、所得状況に応じて、13段階に設定しました（第8期では9段階でした）。これは、低所得者の保険料上昇を抑制し、各所得段階の負担能力に応じ、ご負担をしていただくという国の方針に基づくもので、本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

所得段階	対象となる方	負担割合	年額
第1段階	①生活保護受給の方 ②老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の方 ③世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円以下の方	軽減後 0.285	23,200円
		(軽減前) (0.455)	(37,100円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円を超え120万円以下の方	軽減後 0.485	39,500円
		(軽減前) (0.685)	(55,800円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が120万円を超える方	軽減後 0.685	55,800円
		(軽減前) (0.690)	(56,300円)
第4段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円以下の方	0.90	73,400円
第5段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が80万円を超える方	1.00	81,600円 (基準月額6,800円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	97,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	106,000円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	122,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.70	138,700円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	155,000円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	171,300円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	187,600円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	195,800円

表：所得段階別介護保険料

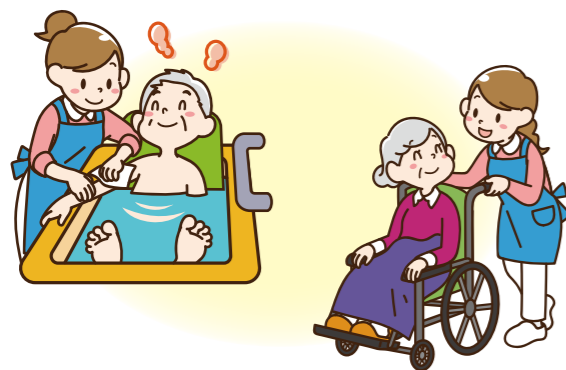
65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料を設定するには、人口や要介護認定者数の推計のほか、さまざまな実績値や推計値などを用いながら、今後3年間のサービス給付費を試算して総費用額を出します。これらの結果から保険料額を設定していきます。

第9期介護保険事業計画の基準月額の算定方法

$$\frac{\text{保険者が必要な介護保険サービスの総費用の23\%}}{\text{広域管内(4市町村)に住む65歳以上の方の人数}} = \text{基準月額 } 6,800\text{円}$$

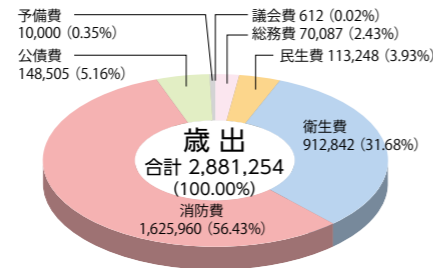
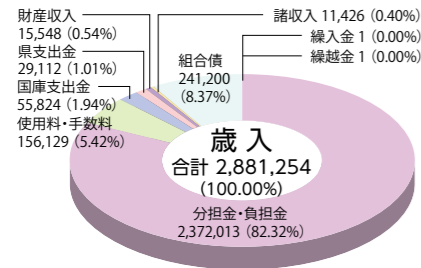
(基準額とは各所得段階において基準となる額です)

介護保険制度は、高齢者の方を社会全体で支える制度です。今後も、財源を確保しながら維持・継続していき、安定したサービスの提供ができるように、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



令和6年度当初予算

一般会計

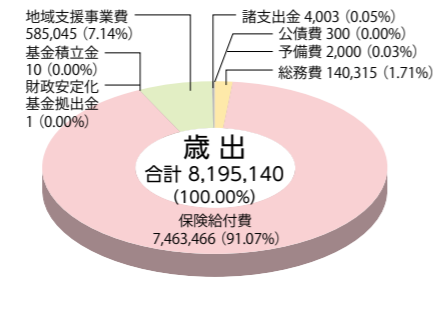
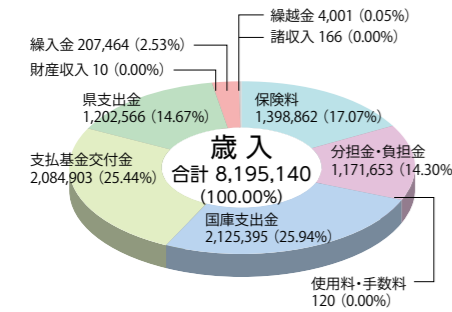


市町村負担金

二戸市	1,081,426
一戸町	574,273
軽米町	408,100
九戸村	308,214
合計	2,372,013

金額 (単位:千円)

介護保険特別会計



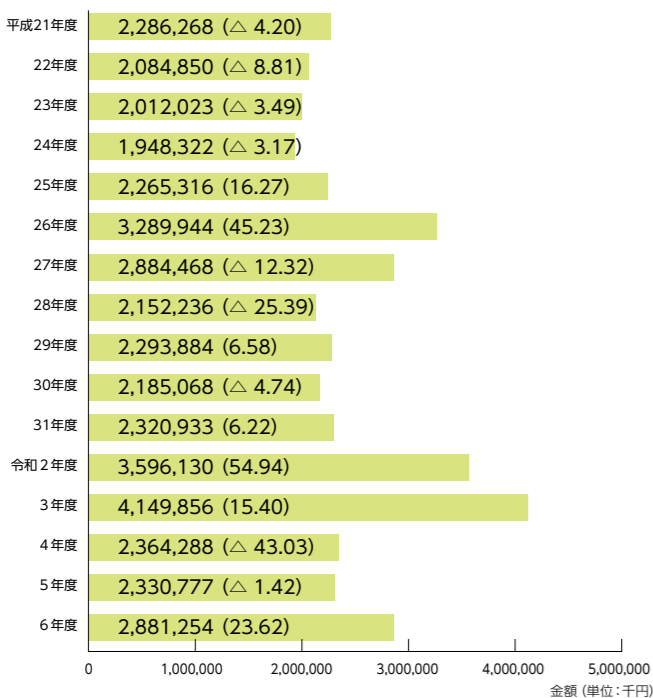
市町村負担金

二戸市	554,568
一戸町	290,807
軽米町	196,530
九戸村	129,748
合計	1,171,653

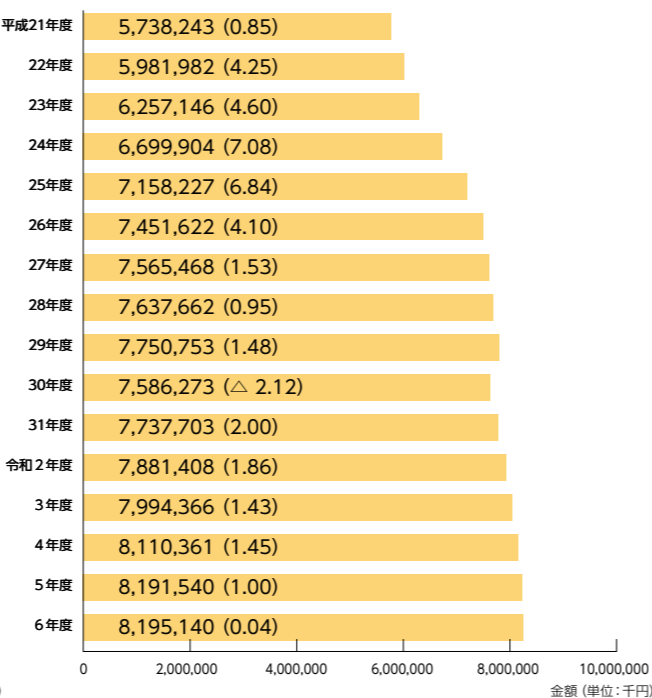
金額 (単位:千円)

当初予算の推移

一般会計



介護保険特別会計



人口と世帯数

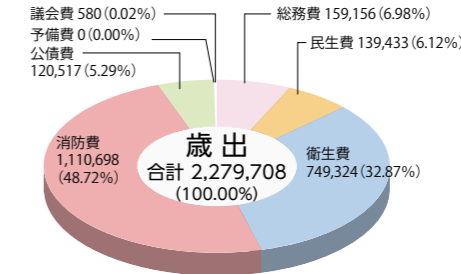
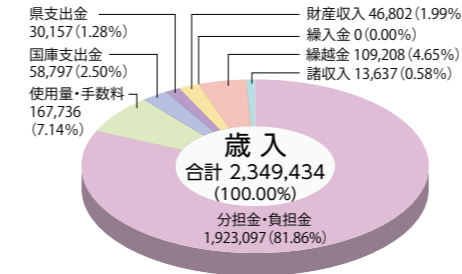
(令和6年2月1日現在) ■ 広域の人口 **48,872**人(49,921人) ■ 広域の世帯数 **23,041**世帯(23,042世帯)

	二戸市	一戸町	軽米町	九戸村
人口	24,615人 (25,067人)	10,928人 (11,206人)	8,109人 (8,292人)	5,220人 (5,356人)
世帯数	11,687世帯 (11,690世帯)	5,463世帯 (5,478世帯)	3,689世帯 (3,688世帯)	2,202世帯 (2,186世帯)

() は前年同日現在

令和4年度決算

一般会計



- 議会費 議会関係の経費
- 総務費 事務局関係の経費
- 民生費 介護サービス利用者対策の経費
- 衛生費 し尿及びごみ処理の経費
- 消防費 消防及び救急業務の経費
- 公債費 組合債で借りたお金の返済費

歳出の性質別内訳

人件費	1,016,983	(44.61%)
物件費	835,731	(36.66%)
維持補修費	14,757	(0.65%)
扶助費	11,680	(0.51%)
補助費	106,088	(4.65%)
普通建設事業費	35,530	(1.56%)
災害復旧費	0	(0.00%)
公債費	120,517	(5.29%)
積立金	1	(0.00%)
操出金	138,421	(6.07%)
合計	2,279,708	100.00%

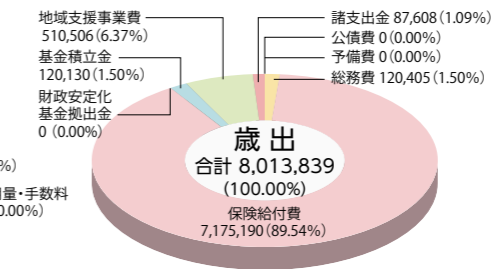
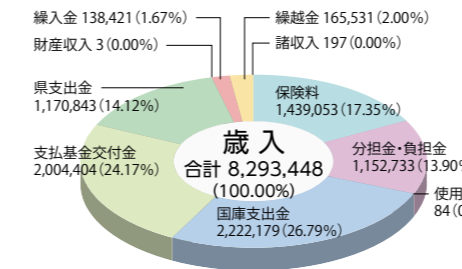
- 人件費 職員等の報酬・給料などの経費
- 物件費 業務運営のために通常かかる経費
- 維持補修費 施設設備の維持管理のための経費
- 扶助費 職員へ支給された児童手当
- 補助費 他団体への補助金・負担金や市町村への還付金
- 普通建設事業費 大規模な建設・改修工事費や高額の設備購入費など
- 災害復旧費 災害により被害を受けた設備補修費
- 公債費 組合債で借りた資金の返済費
- 積立金 基金への積立金
- 操出金 特別会計へ支出する経費

市町村負担金

二戸市	897,715
一戸町	419,777
軽米町	342,493
九戸村	263,112
合計	1,923,097

金額 (単位:千円)

介護保険特別会計



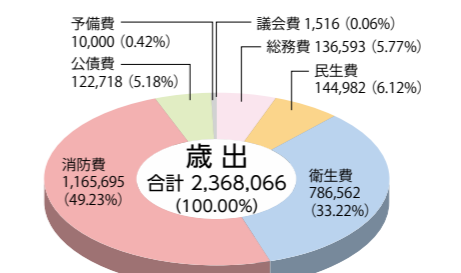
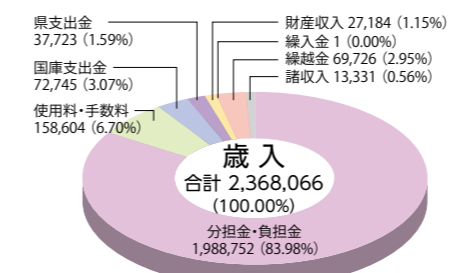
市町村負担金

二戸市	548,561
一戸町	285,674
軽米町	190,857
九戸村	127,641
合計	1,152,733

金額 (単位:千円)

令和5年度補正後予算

一般会計

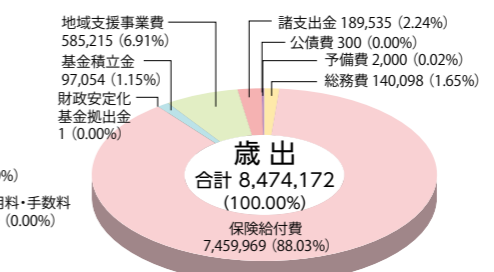
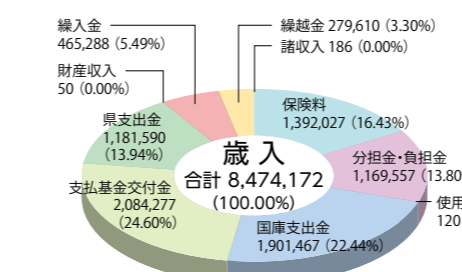


市町村負担金

二戸市	904,604
一戸町	465,830
軽米町	353,413
九戸村	264,905
合計	1,988,752

金額 (単位:千円)

介護保険特別会計



市町村負担金

二戸市	556,858
一戸町	285,075
軽米町	197,226
九戸村	130,398
合計	1,169,557

金額 (単位:千円)